

みなぐち・ようすけ 中央大学法学部卒。第二東京弁護士会副会長、日本弁護士会常務理事等を歴任。日本労働弁護団幹事長。労働事件を数多く手がけ、主な著書に「労働契約」(旬報社)等がある。

法制審議会における債権法改正論議が着々と進む中、雇用(労働)契約への影響も注目されている。

# 債権法改正で 雇用契約はどくなる？

弁護士 水口洋介

**法制審議会での審議状況**  
法務省法制審議会民法(債権関係)部会(以下「部会」という)では、二〇〇九年一月から今年三月まで民法(債権関係)改正(以下「債権法改正」という)について審議をしてきた。当初の一年間は、第一クールとして論点の整理を行い、中間論点整理を発表して、意見を公募し、その後、来年度は第二クールの審議を行う予定とされている。

中間論点整理の内容は、改正の具体的な方向性を示すものではなく、改正事項の論点を整理したもので、改正の具体的な方向性や内容を明示するものではないとされている。第二クール以降の審議スケジュールはまだ固まっていないようであるが、このクールの後は、単なる論点整理ではなく、具体的な債権法改正案の内容が示されるものになると予想されている。

現在、部会で、この中間的な論点整理からなるとされてきたが、暴行行為に関するルールを明文化する場合には、主観的要素に関しては、相手方の従属状態、抑圧状態、知識の不足に乗じることを付け加えるか、客観的要素に関しては、利益の獲得だけでなく相手方の権利の不当な侵害が暴行行為に該当し得るか、また、「著しく」という要件が必要かについて、更に検討してはどうか

とされている。この「更に検討してはどうか」という書きぶりは、方向性を確定したものではない表現であるが、新たな暴行行為の具体的要件についても論点が提案されており、新設する方向であることが読み取れる。しかし、まだ確定的なものではないという趣旨であろう。

この論点との関連では「労働契約における解除の意思表示の撤回に関する特則」として、  
「労働契約においては、労働者が解除の意思表示をした場合であっても、一定の期間が経過するまでの間、その意思表示を撤回することができる」との規定を検討すべきであるという考え方

という論点が出されている。労働契約の解除とは「辞職」のことであるが、辞職

について、たたき台が審議されており、ほぼ固まりつつある。

## 中間論点整理の例

雇用契約については、民法に優先して、多種多様な労働法が適用され、債権法改正が雇用契約に大きな影響を与えないと考えられてきた。しかし、部会審議の中でも、この改正は、民法の雇用規定も改正部分にとどまらず、意思表示の効力や契約総則部分についての改正も雇用契約(労働契約)に重要な影響を与える可能性が示されている。

筆者は、本誌二〇一〇年一〇月号にて事例を挙げて、

- ▼新たな公序良俗規定の新設
  - ▼就業規則と約款規制
  - ▼有期契約の雇止めと継続的契約の三つについて指摘したところである。
- 例えば、新たな公序良俗規定とは、

「当事者の困窮、従属もしくは抑圧状態、または思慮、経験もしくは知識の不足等を利用して、その者の権利を害し、または不当な利益を取得することを内容とする法律行為は無効とする」

基本方針(1・5・02)※

この規定である。この規定が新設されれば、雇用契約(労働契約)において、使用者が労働者の困窮、従属、抑圧状態、知識の不足等を利用して、労働条件や不利益変更を承諾させられたり、退職強要を行い辞職させられたりした場合であっても、この規定により無効とすることができ、債権法改正が雇用契約(労働契約)に大きな影響を与える一例である。

この規定について、部会での論点整理案では、このような公序良俗違反の具体化が、

「自由な経済活動を萎縮させるおそれがある」との指摘…などがあることに留意しつつ、更に検討してはどうか」として検討課題とされている。そして、「暴行行為の要件」として、

「①相手方の急迫、軽率又は無経験に乗じるとい主観的要素、②著しく過当の利益を獲得する」という客観的要素

(※)「別冊NBL No.126 債権法改正の基本方針」(商事法務)。



震災・原発事故による影響も…

# 平成23年株主総会の準備と対策

弁護士 吉田良夫

企業経営にも大きなダメージを与えている震災・原発事故。今年の株主総会は想定外の質問も予想される中、企業が留意すべき点について解説する。

## 1 本年の 概括的留意点

### (1) 東日本大震災と原発事故

三月十一日の東日本大震災により、わが国は未曾有の危機に直面することになった。千年に一度とも言われる大地震、想像を絶する大津波、福島第一原子力発電所における深刻な原発事故、農作物・原乳等の出荷停止被害、地域外農作物の風評被害、異常な円高、急激な株価下落、東北太平洋地域における生産拠点の壊滅的破壊、長期戦が予想される深刻な電力不足(計画停電実施ならびに徹底的節電)、電力不足による工場生産の低下、東北・関東を中心とする消費意欲低減、巨額な復興資源の捻出、政府の危機対応への不信不満(危機管理Ⅱクライシス・マネジメントではなく、管理危機Ⅱマネジメント・クライシスに陥っているのではないかとといった問題)、それを前提とする政治的混乱リスクといった諸問題である。わが国は絶対これらの危機を克服し復興できる。われわれは総力を挙げて復

興への努力をしなければならない。この状況の中で、本年の株主総会ではどのような点に留意すべきであろうか。

### (2) アナリストの関心事項と 株主の関心事項

株主総会は、株主に対しその年度の経営に関する決算その他の重要事項を報告し、質疑応答を通じて株主の疑問を解消し、今後一年(もしくは二年)の信任を得るためのものである。出席する株主の大部分は自分の投資がどうなっているかを知りたいという真剣な気持ちを抱いている。株主は、会社の経営が今より向上するのか悪化するのか(見通し)、その理由は何か、具体的な対策を考えているのか、対策があるならばその内容等について関心を持っている。

その意味で、出席する株主の関心事項は、アナリストの関心事項と重複する部分が多い。もちろん、アナリストは豊富な専門知識を前提に詳細な情報まで説明を求めるのが一般的であるため、アナリストへの回答は専門的内容を含み、詳細なものにならざるを得ない。そのため、アナリストへの回答内容は株主と異なってもやむを得ない。しかし、株主への説明がアナリストへの説明と異なるのは、専門知識がないと理解できないような回答は控えて、株主総会という多数者が出

席する会議でおおむね二時間以内でやり取りできる程度の説明をすることだけであり、回答の基本的姿勢は同じものにするべきである。そうでないと、株主からの信任は得られない。

### (3) 株主の関心事項

本年は、震災前の段階では「平成二二年度決算は増収増益で、リーマンショックから脱出し、平成二三年三月末決算では支出抑制もあって手元資金が豊富になったので、その手元資金を成長戦略の中でのように使うのが株主の強い関心

事項になる」というのが一般的な見方であった。しかし、冒頭で列記した国家的危機が勃発し、それが各企業の経営を大きく押し下げる要因になることは間違いない情勢である。しかも、これまでの経営リスクと根本的に異なるのは、今回の震災・原発事故に端を発する経営問題について既存の解決策・対応策が「通用しない」と思われることである。そのため、経営者各々が情報収集に努め、新しい解決策を「考案」し、それを「実行」することが求められる。シナリオなき「危機からの脱出プラン」という問題なので、アナリストだけでなく株主も強い関心を抱くことは当然である。

本年の総会で、震災・原発事故に関連して株主が関心を抱くと思われる項目は以下のとおりである。

- ① 今回の震災・原発事故を前提にした景況見直しおよび事情見直し(悪化するとしてもどの程度だと考えているか)
- ② 自社の経営計画・目標数値、すでに公表済みの経営計画・目標数値については変更の有無および変更の程度
- ③ 震災・原発事故を前提にした企業としての防衛戦略もしくは成長戦略
- ④ 株主還元方針(特に今回の震災に)

よしだ・よしお 弁護士・鳥飼法律総合事務所パートナー。コンプライアンス・危機管理(危機対応を含む)および会社法のほか、さまざまな契約に関する法律問題・労働問題・相続(事業承継等)、幅広い分野で活躍。著書に『内部統制の理念 金融商品取引法・会社法』(第一法規、共著)等多数。

